



2020年9月24日

各 位

会 社 名 株式会社OSGコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 溝端 雅敏
(コード：6757 東証JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 安岡 正彦
(TEL. 06-6357-0101)

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2020年9月24日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分及び当社株式の売出しを行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、当社及び子会社13社により構成されており、「水関連機器事業」「メンテナンス事業」「HOD（水宅配）事業」「フランチャイズ事業」を主たる事業としております。

「水関連機器事業」は、電解水素水生成器・浄水器等の家庭用機器製品を中心に、水自動販売機、ウォータークーラー及び次亜塩素酸水を生成する衛生管理機器等の業務用機器製品の製造・販売をしております。「メンテナンス事業」は、電解水素水生成器・浄水器等の交換用カートリッジ及び衛生管理機器用添加液等の製造・販売を行っており、製品販売後もお客様に末永くご愛用いただける仕組みを提供しております。「HOD（水宅配）事業」は、冷温水サーバーを消費者に貸し出したうえで、当社が開発・製造するミネラルウォーター製造プラントを使用し、製造された水をボトリングし宅配する事業であり、エリアライセンスチェーン形式により全国展開を図っております。以上の従来の3本柱に加え、当社グループの業務用アルカリイオン水を用いた「水にこだわる高級食パン」食パン専門店の運営・フランチャイズ展開及び介護宅配弁当の製造・販売を行う「フランチャイズ事業」を第4の柱として展開しております。

当社グループの事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、不透明な状況が続いております。このような中、一部の事業においては一定の影響を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による環境の変化により当社製品に対するニーズの高まりも見られます。

水関連機器事業においては、当社グループが販売する衛生管理機器への関心が高まっており、病院関連施設・老健施設をはじめ、外食業界、ホテル施設、スポーツジム等からの問い合わせが増加し、「接触感染」防止による器具の洗浄や施設の清掃等に当社製品が使用されております。2020年4月に日本政府による緊急事態宣言が発令された際には、感染拡大予防のための次亜塩素酸除菌水1万ケースを7都府県に無償提供する等の社会貢献活動も実施しております。今後もこのようなニーズに応えることが当社グループの社会的使命であると考えております。また、メンテナンス事業及びHOD（水宅配）事業においては、テレワークや外出自粛により家庭での使用頻度が増加したため、新型コロナウイルス感染症が拡大する環境下においても堅調な業績を維持しております。

更に、フランチャイズ事業においては、食パン専門店「銀座に志かわ」は、高級食パンが一種のブーム

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ではなく「主食」として浸透してきているため、新型コロナウイルス感染症拡大後においてもほとんどその影響を受けておらず、お客様から好評をいただいております。2018年9月に銀座本店をオープンして以来、店舗拡大を続け、2020年8月末時点で29都道府県にて76店舗（直営・フランチャイズを含む）出店しており、今後の出店計画についても予定通りに進めてまいります。

このような状況の中、当社グループは、従来からの主要事業である「水関連機器事業」「メンテナンス事業」「HOD（水宅配）事業」については、テレワーク対応による業務効率化を重視した営業体制の強化や海外を含む新規市場の開拓、HOD（水宅配）事業におけるエリアライセンスチェーン加盟店の拡大に努めてまいります。また、第4の柱として展開する「フランチャイズ事業」については、新型コロナウイルス感染症の拡大後にあっても堅調な業績を維持する食パン専門店「銀座に志かわ」の店舗展開を、グループ一体として強化していくことが、当社グループの収益性の向上に資するものと考えております。「フランチャイズ事業」の強化の一環として、当社グループでは、2020年7月に当社連結子会社である株式会社OSGコミュニケーションズにより、株式会社銀座仁志川の株式追加取得を実施しております。詳細につきましては、2020年7月29日付「子会社株式の追加取得に関するお知らせ」をご参照下さい。

今回の自己株式の処分による調達資金は、当社グループの収益性の向上に向けた「フランチャイズ事業」の強化の一環として実施した、上記株式会社銀座仁志川の株式追加取得に係る金融機関からの短期借入金の返済資金並びに当社本社及び世田谷サービスセンターのテレワーク対応による業務効率化のための設備投資資金等に充当する予定であります。

本資金調達により、当社グループの持続的な成長の実現のために、財務体質の一層の強化を図り、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

また、自己株式の処分と併せて、当社代表取締役会長である湯川剛を売出人とする当社株式の売出しを実施することにより、より広範な投資家の方に当社株式を保有していただく機会を提供し、株式分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 380,000 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2020 年 10 月 5 日（月）から 2020 年 10 月 8 日（木）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募 集 方 法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 処分価格等決定日の翌営業日。
- (6) 払 込 期 日 2020 年 10 月 9 日（金）から 2020 年 10 月 14 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の 4 営業日後の日とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申 込 証 拠 金 1 株につき処分価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 溝端雅敏に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 212,000 株
- (2) 売 出 人 湯川剛
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 溝端雅敏に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】 1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 88,000株
 なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である湯川剛（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 溝端雅敏に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、88,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 処分価格等決定日が2020年10月5日(月)の場合、「2020年10月7日(水)から2020年11月5日(木)までの間」
- ② 処分価格等決定日が2020年10月6日(火)の場合、「2020年10月8日(木)から2020年11月6日(金)までの間」
- ③ 処分価格等決定日が2020年10月7日(水)の場合、「2020年10月9日(金)から2020年11月6日(金)までの間」
- ④ 処分価格等決定日が2020年10月8日(木)の場合、「2020年10月10日(土)から2020年11月6日(金)までの間」

となります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	684,700株	(2020年8月31日現在)
一般募集による処分株式数	380,000株	
一般募集後の自己株式数	304,700株	

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集の手取概算額786,624,600円については、2020年11月末までに315,000,000円を当社連結子会社である株式会社OSGコミュニケーションズによる同社の連結子会社である株式会社銀座仁志川の株式追加取得に係る金融機関からの短期借入金の返済資金に、2021年3月末までに130,000,000円を当社本社のテレワーク対応による業務効率化のための設備投資資金に、2023年3月末までに200,000,000円を当社世田谷サービスセンターのテレワーク対応による業務効率化のための設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は2021年1月末までに上記株式追加取得に係る短期借入金以外の金融機関からの短期借入金の返済に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当社グループの設備投資計画は、2020年9月24日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については2020年8月31日現在）、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (千円)		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
(株) OSG コーポレーション	本社 (大阪市北区)	各セグメント 共通	統括業務施設 営業建屋	140,000	—	自己株式処分資 金及び自己資金	2020年 10月	2021年 1月	—
(株) OSG コーポレーション	世田谷 サービス センター (東京都世田谷 区)	各セグメント 共通	営業建屋	225,000	—	自己株式処分資 金及び自己資金	2021年 2月	2023年 3月	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

2. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しております。そのため、経営成績及び経営効率の向上に努め、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当については、経営成績に対する配当性向を勘案した上で配当額を決定いたします。また、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回とすることを基本方針としております。

なお、当社は、「会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2018年1月期	2019年1月期	2020年1月期
1株当たり連結当期純利益 又は1株当たり連結当期純損失 (△)	△51.07円	18.46円	56.35円
1株当たり年間配当金	30.00円	30.00円	35.00円

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(内1株当たり中間配当金)	(—)	(—)	(—)
実績連結配当性向	—	162.5%	62.1%
自己資本連結当期純利益率	—	4.5%	13.7%
連結純資産配当率	6.4%	7.3%	8.5%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 なお、2018年1月期は1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。なお、2018年1月期は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2018年1月期	2019年1月期	2020年1月期	2021年1月期
始 値	985 円	865 円	727 円	2,008 円
高 値	1,066 円	950 円	2,441 円	2,600 円
安 値	828 円	621 円	680 円	857 円
終 値	867 円	739 円	2,063 円	2,167 円
株価収益率	—倍	40.0 倍	36.6 倍	—倍

- (注) 1. 2021年1月期の株価等については、2020年9月23日（水）現在で記載しております。
2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2018年1月期に関しては1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、2021年1月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である湯川剛及び当社株主である株式会社三愛コスモスは、SMBC日興証券株式会社に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受ける

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ことなく、処分価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。